

# 福岡市マンション管理組合登録制度実施要綱

制 定 令和8年6月26日 住計第 319 号

## (目的)

第1条 この要綱は、福岡市マンション管理適正化推進計画に基づき、マンションの管理適正化の推進を図るため、マンション管理組合の登録制度を設け、市内におけるマンションの管理運営状況を把握するとともに、登録管理組合に対し、市の支援制度等に関する情報提供等を行うことを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

### 一 マンション

建物の区分所有等に関する法律（以下「区分所有法」という）に規定する区分所有された建築物で、区分所有者の住居の用に供する部分を有するものをいう。

### 二 管理組合

区分所有法第3条及び第65条に規定する区分所有法の団体をいう。

### 三 管理者等

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第2条第4号に規定する管理者等をいう。

### 四 登録管理組合

市が登録を行ったマンション管理組合をいう。

## (登録)

第3条 市内に所在するマンションの管理組合は、市長の登録を受けることができる。

## (登録申請)

第4条 管理組合の登録は、次の各号に掲げる要件に適合するものとする。

一 マンションの所在が市内であること。

二 管理組合は、第8条に基づき市長が登録情報を活用することを承諾すること。

2 登録を受けようとする管理組合の管理者等は、福岡市マンション管理組合登録申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

一 登録情報確認票（様式第2号）

二 管理者等であることを確認できる書類

三 その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請内容を審査し、管理組合が第1項に規定する要件に適合していると認めるときは、登録（更新）を決定し、福岡市マンション管理組合登録（更新）決定通知書（様式第3号）により、管理組合へ通知するものとする。

## (登録情報の内容変更)

第5条 登録管理組合は、登録情報の内容に変更があったときは、福岡市マンション管理組合登

録変更申請書（様式第4号）を、速やかに市長に提出しなければならない。

2 第4条第3項の規定は、前項の場合について準用する。

（登録情報の抹消）

第6条 登録管理組合は、登録を抹消したいときは、福岡市マンション管理組合登録抹消申請書（様式第5号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、登録管理組合の抹消を行うものとする。

（登録管理組合の取消し）

第7条 市長は、登録管理組合が次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、登録を取消し、福岡市マンション管理組合登録取消し通知書（様式第6号）により、登録管理組合へ通知するものとする。

- 一 申請の内容に虚偽の記載があったことが判明したとき。
- 二 第6条第1項における申請があったとき。
- 三 その他市長が適当でないとき。

（登録情報の活用）

第8条 市長は、登録情報を、市のマンション施策の検討に係る基礎資料の作成や調査、市の支援制度等に関する情報提供並びにマンション管理組合に対する支援の実施など、福岡市マンション管理適正化推進計画に基づく業務に活用することができる。

2 市長は、前項に定める業務以外の業務に登録情報を使用してはならない。ただし、登録管理組合の承諾を得た場合はこの限りではない。

3 登録情報を第1項に定める業務及び前項ただし書きの承諾を得て行う業務に活用するにあたっては、市長は、個別の登録管理組合の不利益情報が特定されないように配慮しなければならない。ただし、登録管理組合の承諾を得た場合はこの限りではない。

4 第1項に定める業務及び前項ただし書きの承諾を得て行う業務を第三者に委託又は依頼するにあたっては、市長は、当該業務の委託又は依頼を受けた当該第三者に登録情報を提供することができる。

5 市長は、当該第三者が、前項に基づき提供された登録情報を、市長が指定する目的以外の目的に使用することを禁止しなければならない。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。